

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三春町長 坂本 浩之

市町村名 (市町村コード)	三春町 (07521)
地域名 (地域内農業集落名)	富沢7組 (富沢七組)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月19日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては中山間地域であることから農地の維持管理に加えて獣害対策や法面の管理にも労働時間を取られることが多く、年々、生産意欲が減退し、すでに半数の農業者が耕作されていないのが現状であり、このままだと10年後には耕作放棄田が増加する懸念がある。
 今後は地域資源の維持管理における労働時間を削減するため、獣害防止柵の設置、ラジコン草刈機導入、除草剤の使用など、省力化を進めていく必要があると考えているが、課題は何といても資金面である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては水稻を主に作付けしているが、水稻関係の機械が壊れた段階で水稻の作付けしない考えの農家が増えている。水稻については、個人経営で行っており、効率的かつ効果的な営農が行われていないため、今後は土地利用型農業の共同化などを進めていく。町内外に当地域の就農バックアップ体制を発信して確保に努めていく。農地の利用のあり方や農道や水路、法面などをどのようにして管理していくかも考える必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	54.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	54.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域内で保全及び管理に努める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手が高齢化となっており、規模拡大志向の農家も少ない中、経営継承を受けた若い担い手や新規就農者が現れた時は、その者に対して農地を集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
法改正に伴い、利用権設定の期間満了となった農地から農地中間管理機構へ農地を預けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内の殆どは基盤整備済であり、更なる大区画化の予定もない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域から計画的に就農希望者を確保できる体制を構築していき、新たな担い手の確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
集落営農組織に若い担い手をもっと参画すれば、地域内のみならず、地域外の農作業についても委託していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--